

広島市告示（東区）第47号

令和8年6月19日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年6月19日から同年7月3日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	変 更 区 間	旧新 別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東5区 5号線	東区山根町字瀬野屋谷 52番地1 地先から	旧	メートル 5.35 ～ 6.04	メートル 11.01
		東区山根町字瀬野屋谷 52番地1 地先まで	新	メートル 6.01 ～ 6.04	メートル 11.01